

専決事項の報告について（酒田市水道の布設工事監督者及び 水道技術管理者に関する条例の一部改正）

1 経過

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、令和6年4月1日から水道法の権限が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されました。

水道法に関連する水道法施行規則の一部改正は、令和6年3月29日に公布され、令和6年4月1日から施行されました。

本市においても改正後の水道法施行規則に対応するため、酒田市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の改正を行ったものです。

2 専決処分の理由

上記規則の施行を受け、酒田市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例についても令和6年4月1日から直ちに適用する必要があるため、市議会を招集する時間的余裕がなく、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものです。

3 一部改正した条例の主な内容

- ・水道技術管理者の資格に関する規定

所管する省庁の変更に伴う大臣名の変更

「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」へ変更

4 専決日

令和6年3月29日

専決事項の報告について（酒田市税条例の一部改正）

1 経過

令和6年度の税制改正により地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）が、令和6年3月30日に公布され、また、令和6年1月に発生した能登半島地震の被災者を支援するため、地方税法の一部を改正する法律（令和6年法律第2号）が公布されたことに伴い、令和6年度課税に対応するため、酒田市税条例の改正を行ったもの。

2 専決処分の理由

上記法律の施行を受け、酒田市税条例についても令和6年4月1日から直ちに適用する必要があるため、市議会を招集する時間的余裕がなく、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものである。

3 一部改正した条例の主な内容

（1）個人住民税に関する規定

- ・令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除の特例措置に関する規定を創設（附則第5条の2）
- ・定額減税に関する規定を創設（附則第7条の5～第7条の8）
令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税義務者、控除対象配偶者及び扶養親族1人につき1万円の定額減税を実施
- ・地方税法から引用している条項の整理

（2）固定資産税に関する規定（附則第10条の2、附則第10条の3、附則第11条～第13条、第15条）

- ・令和6年度評価替えに伴う負担調整措置の適用期限の延長
- ・地方税法等から引用している条項の整理

4 専決日

令和6年3月30日

専決事項の報告について（酒田市都市計画税条例の一部改正）

1 経過

令和6年度の税制改正により地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）が、令和6年3月30日に公布されたことに伴い、令和6年度課税に対応するため、酒田市都市計画税条例の改正を行ったもの。

2 専決処分の理由

地方税法等の一部を改正する法律の施行を受け、酒田市都市計画税条例についても令和6年4月1日から直ちに適用する必要があるため、市議会を招集する時間的余裕がなく、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものの。

3 一部改正した条例の主な内容

（1）都市計画税に関する規定（附則第2項～附則第13項）

- ・令和6年度評価替えに伴う負担調整措置の適用期限の延長
- ・地方税法から引用している条項の整理

4 専決日

令和6年3月30日

酒田市国民健康保険税条例の一部改正について

1 改正の理由

地方税法施行令の一部改正等に伴い、国民健康保険税の課税限度額及び減額の対象となる所得基準の見直しを行うため、所要の改正を行うものです。

2 改正の内容

①国民健康保険税課税額の後期高齢者支援金等分に係る課税限度額を見直すものです。

	改正前	改正後	増減額
医療分	65万円	65万円	増減なし
支援分	22万円	<u>24万円</u>	2万円
介護分	17万円	17万円	増減なし
計	104万円	<u>106万円</u>	2万円

②国民健康保険税の均等割額及び平等割額を軽減する所得判定基準を見直すものです。

	改正前	改正後
7割軽減	基礎控除額 43万円	基礎控除額 43万円
5割軽減	基礎控除額 43万円 + 29万円 × 被保険者数	基礎控除額 43万円 + <u>29.5万円</u> × 被保険者数
2割軽減	基礎控除額 43万円 + 53.5万円 × 被保険者数	基礎控除額 43万円 + <u>54.5万円</u> × 被保険者数

3 施行期日

公布の日（適用は令和6年4月1日から）

酒田市指定下水道工事店条例の一部改正について

1 概要

政府において、デジタル社会の実現に向けた構造改革を進めるため、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(令和4年6月3日デジタル臨時調査会)に基づき、常駐・専任規制等のアナログ規制の見直しを行っております。

下水道指定工事店は、営業所ごとに排水設備工事責任技術者を専属させることを義務付けておりますが、アナログ規制の一つである常駐・専任規制に該当することから、排水設備工事責任技術者を営業所ごとに専属する者から選任する者に見直すものとして、国土交通省発出の標準下水道条例が一部改正され、令和6年4月1日から施行されます。

本市においてもこれに対応するため、酒田市指定下水道工事店条例を改正するものです。

2 内容

下水道指定工事店の営業所ごとに排水設備工事責任技術者を専属させている規制を廃して、複数の営業所を兼任することを妨げないものとして、次のとおり改正を行うものです。

第3条第2項第1号中「が1人以上専属している」を「を選任している」に改めます。

3 施行期日

令和6年4月1日